

平成25年度

農地流動化促進事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	農業委員会		担当者	前園 世継		
根拠法令等	薩摩川内市農地流動化補助金交付規則					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	農業の振興		
			小施策	農業経営の強化		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	農林水産業費	項	農業費	目	農業委員会費
	事項	農業経営規模拡大促進事業費		細事項		
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核担い手農家、農業生産法人等の農地の借り手農家及び貸手農家に対して補助することで、農地の流動化を図り耕作放棄地等の解消に努める。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	借手：経営規模拡大を目指す担い手農家、農業生産法人等 貸手：10a以上の農地を貸す農家				
	手段（市がどのような活動をするか）	上記の要件を満たす農家に対し、要綱を定め貸し出し期間と面積に応じて補助金を交付している。（規則：別表4に基づく新規契約・更新契約別の面積割定額補助）				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的としている。				
	事業開始年度	平成16年度				
	活動指標	指標名		目標値	目標年度	
	成果指標	交付件数		400件	平成26年度	
経費及び指標の推移		流動化面積、耕作率	140ha、99.85%	平成26年度		
	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	12,828	11,895	10,734	10,734	10,734
	報償費	306	270	324	324	324
	旅費	8	25	60	60	60
	消耗品費	64	95	53	53	53
	印刷製本費	113	0	126	126	126
	役務費	4	4	4	4	4
	委託料	456	456	456	456	456
	賃借料	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
	補助金	10,643	9,811	9,500	9,500	9,500
	農地流動化促進事業補助金	10,643	9,811	9,500	9,500	9,500
	財源内訳 国・県支出金	834	881	893	893	893
	その他					
	一般財源	11,994	11,014	9,841	9,841	9,841
	要員配置状況	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	職員	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
嘱託員						
臨時職員等	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
活動実績・計画	417件	373件	400件	400件	400件	
成果指標の推移（耕作	150ha、99.49%	138ha、99.76%	140ha、99.8%	140ha、99.85%	140ha、99%	
特筆すべき事項等	①促進事業の啓発 農業委員・農地流動化推進員を通じ、担い手農家への農地の流動化と荒廃防止対策に努める。 ②農業委員会の考え方 農産物価格の低迷に伴う農業所得の減少により、耕作意欲が希薄となっている。また、農業の基本である農地を守るべき農家の高齢化や兼業化及び地域の過疎化により、農業の担い手不足が深刻化している。さらに、不在地主も増えている。これらの要因により、農地の荒廃化が進んでいる状況にある。このような中、農地の貸し手と借手のアンバランスが拡大しており、早急に担い手農家等の育成を図らなければならない状況にある。 また、農地管理としては、農業委員会を通じた賃貸借契約等を進め、本市全体の的確な農地行政と農業振興を図るために、やみ小作を防止する必要がある。 このため、本事業では賃貸借契約による農地流動化を促進することで、担い手農家の育成と農地の荒廃防止を図り、優良農地を確保し地域農業の振興に資するために賃貸借人双方に補助金を交付している。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) ○農産物の価格の低迷に伴い、農業所得も低下する中で耕作意欲が希薄となり、農業の基本である農地を守るべき農家及び地域の高齢化、兼業化、過疎化が進み農業の担い手が不足が深刻化しているなかで、規模拡大計画のある農家との連携が重要になっている。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ○農業振興を図る上で必要な農地の確保を目的とした「薩摩川内市農業振興計画」に基づく「農業振興地域内」の耕作放棄地について、計画的に解消していくことが重要な課題になっている。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ○上記施策を推進する中でも、TPPをはじめ農業を取り巻く情勢は益々厳しくなっており、耕作放棄地の解消は単独で進められる状況にはなっていないので、「薩摩川内市農業振興計画」に基づく「農業振興地域内」の耕作放棄地について、重点的に助成して行く必要があるため事業費を削減する余地はない。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ○農業を取り巻く情勢はますます厳しくなっている中で、農家の声の代弁者として農業委員会の果たすべき役割は重要であり、法律の改正等で所掌事務は増加している。
有効性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) ○担い手農家に農地を集積することで経営の効率化を図り、農業所得の向上を追求しながら、耕作放棄地を解消している。(農振・農用地内の耕作放棄地率 H17年度8.18%→H24年度0.24%)
	成果の向上余地 ☒ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) ○本市全体の耕作放棄地率は18.2%と依然として高く、今後も事業を通じて、耕作放棄地解消に努める必要がある。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 超高齢化が進み農業生産物の価格も不安定で、有害鳥獣の被害も年々増加しているなか、農業離れが進み耕作放棄地が増大し社会問題になっているなか、優良農家に農地を集積し農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上を図ることで、農地の荒廃を防ぎ国土の保全を図る必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 国の施策「人・農地プラン」と連動し、その効果を上げるべくより効率的な農家支援を図る必要
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	農業委員会		担当者	前園 世継				
事務事業名	農地流動化促進事業補助金							
根拠法令	薩摩川内市農地流動化促進事業補助金交付規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	9,500 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 9,500 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	農地流動化面積		140ha		26年度			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	借手：経営規模拡大を目指す担い手農家、農業生産法人等 貸手：10a以上の農地を貸す農家							
補助対象経費	9,500千円							
補助対象事業・活動の内容	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核担い手農家、農業生産法人等の農地の借り手農家及び貸手農家に対して補助することで、農地の流動化を図り耕作放棄地等の解消に努める。							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	規則別表に基づく新規契約・更新契約別の面積割定額補助							
補助金額又は補助率の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金							
	交付件数		296		417		373	
成果指標の推移①		104ha		150ha		138ha		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①促進事業の啓発 農業委員・農地流動化推進員を通じ担い手農家への農地の流動化と荒廃防止対策に努める。							
	②農業委員会の考え方 農産物価格の低迷に伴う農業所得の減少により、耕作意欲が希薄となっている。また、農業の基本である農地を守るべき農家の高齢化や兼業化及び地域の過疎化により、農業の担い手不足が深刻化している。さらに、不在地主も増えている。これらの要因により、農地の荒廃化が進んでいる状況にある。このような中、農地の貸し手と借手のアンバランスが拡大しており、早急に担い手農家等の育成を図らなければならない状況にある。							
	また、農地管理としては、農業委員会を通じた賃貸借契約等を進め、本市全体の的確な農地行政と農業振興を図るために、やみ小作を防止する必要がある。							
	このため、本事業では賃貸借契約による農地流動化を促進することで、担い手農家の育成と農地の荒廃防止を図り、優良農地を確保し地域農業の振興に資するために賃貸借人双方に補助金を交付している。							

6 ページ参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)															
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	農業所得の向上を図るために、経営規模拡大を目指す中核的担い手農家や農業生産法人の農地の借手農家及び貸手農家が対象であり、不特定多数の農家を対象としている。															
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当 本市農業の特徴である、稲作を中心とした土地利用型農家の経営規模拡大推進と経営の安定化を図り、地域農家の振興と合わせ、耕作放棄地の防止・解消に高い効果を得ている。															
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。																	
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。																	
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	24年度目標面積123h a に対し実績は109haと達成度が高い。															
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農業委員会等に関する法律に基づき、農家への優良農地の斡旋を通して、農業所得の向上を図る。															
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	<table><tr><td>期 間</td><td colspan="2">10アールあたり補助金の額</td></tr><tr><td></td><td>賃貸人</td><td>賃借人</td></tr><tr><td>3年～ 6年未満</td><td>2,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>6年～10年未満</td><td>5,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>10年以上</td><td>7,000</td><td>18,000</td></tr></table>	期 間	10アールあたり補助金の額			賃貸人	賃借人	3年～ 6年未満	2,000	5,000	6年～10年未満	5,000	11,000	10年以上	7,000	18,000
	期 間	10アールあたり補助金の額																
		賃貸人	賃借人															
	3年～ 6年未満	2,000	5,000															
	6年～10年未満	5,000	11,000															
10年以上	7,000	18,000																
③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	関係補助事業と連携して経営の安定化を図るためには、農家にとって圃場の良し悪しが重要であり、優良な農地を確保することで農家所得の向上に寄与している。																
④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	耕作放棄地の発生予防・解消																
⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助金以外に適当な政策手段はない。 老齢化及び離農等により荒廃した農地の有効利用促進と域内農家の育成のために必要な施策である。																
⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	農業経営基盤促進法や農地法第3条による賃貸借権を設定したものに対して、交付規則第3条で交付要件を定めている。																

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 農業委員会等に関する法律に、農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項があり、流動化を図るため必要であるため。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

年次別主要成果集計表

課所名

農業委員会事務局

1. 薩摩川内市農業委員会委員選挙人名簿登録状況

	世帯数	認定者数	男	女
20年	6,455世帯	11,895人	6,187人	5,708人
21年	6,521世帯	12,628人	6,380人	6,248人
22年	7,235世帯	14,030人	6,989人	7,041人
23年	6,978世帯	13,396人	6,757人	6,644人
24年	6,833世帯	12,675人	6,437人	6,238人

2. 農業者年金に関する事

農業者年金受給者状況

	経営移譲年金	老 齢 年 金	計
20年	403人	317人	720人
21年	372人	300人	672人
22年	344人	284人	628人
23年	335人	274人	608人
24年	300人	249人	549人

3. 農地の移動に関する事

農地法に基づき、次に掲げる許認可事務の処理を行った。

項 目	年度	件数	筆 数	面積 (㎡)	備 考
農地法第3条申請に関する事	20	179	378	259,799.00	(23年度より権限移譲・旧市許可分) 売買、贈与等に伴う所有権移転許可申請処理
	21	179	343	250,845.00	
	22	150	338	255,992.00	
	23	120	219	146,433.00	
	24	127	285	234,151.00	
	20	32	61	61,762.00	(23年度より権限移譲旧市許可分) 貸借権の設定及び移転許可申請処理
	21	30	39	18,514.00	
	22	11	20	20,956.00	
	23	8	9	7,232.00	
	24	17	32	33,727.00	
	20	9	32	15,461.00	(23年度より権限移譲・旧県許可分) 売買、贈与等に伴う所有権移転及び小作権の設定許可申請処理
	21	8	11	7,382.00	
	22	6	16	15,294.00	
	23	4	4	6,626.00	
	24	4	6	2,309.00	
農地法第4条申請に関する事	20	56	72	40,039.00	(県許可分) 農地を農地以外の用に供する許可申請処理
	21	30	39	18,514.00	
	22	43	68	43,239.04	
	23	48	68	34,332.00	
	24	63	91	45,995.62	
農地法第5条申請に関する事	20	149	242	129,490.00	(県許可分) 農地を農地以外の用に供する所有権移転等を伴う許可申請処理
	21	148	206	86,673.00	
	22	161	245	125,898.85	
	23	149	212	99,264.00	
	24	247	368	199,970.19	
農地法第18条申請に関する事	20	117	308	227,513.00	(市届出分) 貸借権の解約等に関する許可申請処理
	21	115	284	219,662.00	
	22	116	497	425,253.00	
	23	166	258	182,083.00	
	24	108	185	162,064.00	

5. 農業経営基盤強化促進事業に関すること

農地流動化推進員の掘り起こし活動等の推進により、優良農地が認定農業者及び担い手農業者等へ集積できるよう事業の推進に努めた。

	項 目	件数	筆 数	面 積 (㎡)	項 目	件数	筆 数	面 積 (㎡)
20年度	流動化	494	1,004	1,016,974.00	登記嘱託	2	7	8,894.00
21年度	流動化	676	1,318	1,291,134.00	登記嘱託	7	7	8,649.00
22年度	流動化	725	1,483	1,343,026.83	登記嘱託	13	31	48,475.00
23年度	流動化	532	999	987,375.54	登記嘱託	14	14	14,375.00
24年度	流動化	514	999	1,049,316.00	登記嘱託	11	16	21,280.00

農地を借りて経営規模拡大を目指す中核的担い手農家及び農地の貸し手に対して、補助金を交付することにより、農地の集約拡大に伴う有効利用と、農業の生産性向上が図られた。

	補 助 金 名	件 数	筆 数	補助対象面積 (㎡)	補助金額(円)
20年度	農地流動化促進事業補助金	363	980	1,208,140.00	9,308,200
21年度	農地流動化促進事業補助金	345	1,275	1,456,064.00	11,991,900
22年度	農地流動化促進事業補助金	296	837	1,037,699.00	8,274,400
23年度	農地流動化促進事業補助金	417	1,407	1,502,242.00	10,643,100
24年度	農地流動化促進事業補助金	373	1,098	1,377,942.00	9,811,400

6. 地目変更証明処理に関すること

農地転用許可後の事実証明及び非農地証明を申請により発行した。

	区 分	件数	筆数	面積 (㎡)	区 分	件数	筆数	面積 (㎡)
20年度	農地法第4条・第5条許可後の 転用事実証明に関すること	5	7	9,602	非農地証明に関すること	12	16	13,871
21年度	農地法第4条・第5条許可後の 転用事実証明に関すること	18	21	9,722	非農地証明に関すること	25	39	18,791
22年度	農地法第4条・第5条許可後の 転用事実証明に関すること	15	15	6,429	非農地証明に関すること	22	30	15,551
23年度	農地法第4条・第5条許可後の 転用事実証明に関すること	11	15	7,746	非農地証明に関すること	11	16	17,093
24年度	農地法第4条・第5条許可後の 転用事実証明に関すること	23	37	26,513	非農地証明に関すること	31	59	42,317

7. 農地形質変更届に関すること

農地形質変更届の申請処理を行った。

	区 分	件 数	筆 数	面 積 (㎡)
20年度	農地形質変更届申請の処理について	43	53	36,880
21年度	農地形質変更届申請の処理について	48	59	32,656
22年度	農地形質変更届申請の処理について	32	40	29,759
23年度	農地形質変更届申請の処理について	36	45	31,794
24年度	農地形質変更届申請の処理について	44	56	36,195

平成 24 年度 農業委員会活動方針に対する実績

1. 農地流動化の推進

(1) 流動化の実績

単位：ha・％

地域別	24 年度 目標値 A	24 年度実績			達成率 B/A	23 年度 実績 C	前年度比 較 B-C
		農地法	基盤強化法	計			
川 内	35.0	2.1	22.9	25.0	71.4	32.0	△ 7.0
樋 脇	23.0	0.3	12.4	12.7	55.2	14.3	△ 1.6
入 来	23.0	0.5	22.2	22.7	98.7	22.1	＋ 0.6
東 郷	18.0	0.0	15.4	15.4	85.6	9.1	＋ 5.5
祁答院	23.0	1.3	28.8	30.1	130.9	20.0	＋ 10.1
甌	1.0	0.1	3.3	3.4	340.0	1.7	＋ 1.7
里		0.1	3.3	3.4		1.7	
上甌							
下甌							
鹿島							
計	123.0	4.3	105.0	109.3	88.9	100.0	＋ 9.3

(2) 契約満了のお知らせ活動の実績

単位：㎡・％

地域別	活動対象農地		契約締結農地		契約締結率		未契約農 地面積
	筆 数	面 積	筆 数	面 積	筆 数	面 積	
川 内	111	92,968	11	6,086	9.9	6.5	86,882
樋 脇	99	115,740	12	25,786	12.1	22.3	89,954
入 来	147	155,842	56	64,535	38.1	41.4	91,307
東 郷	27	42,026	11	14,438	40.7	34.4	27,588
祁答院	107	161,899	32	53,680	29.9	33.2	108,219
甌	0	0	0	0	0.0	0.0	0
計	491	568,475	122	164,525	24.8	28.9	403,950

《流動化実績の纏め》

- 流動化補助金の実績 補助金申請面積 1 3 8 ha
補助金交付額 9,811,400 円（執行率 98.1％）
- 目標数値には 13.7ha 少ないが、昨年度より 9.3ha 増加となっている。
- 川内・樋脇地域が昨年度実績を下回る数値となっている。
- 実績面積の 8 割は新規契約で、契約満了の 7 割は契約締結がされていない。
- 未契約農地 40ha の中に新たな遊休農地が 1.8ha 発生している。
- 今後、お知らせ活動の強化が必要とされる。

2. 耕作放棄地の発生防止と解消

(1) 農地減少の現状

単位：ha

地域別	非農地判断			農地転用等			合 計		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
川 内	101.3	196.8	297.8	7.6	7.4	15.0	108.9	203.9	312.8
樋 脇	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	2.4	1.2	1.2	2.4
入 来	7.5	8.5	16.0	0.6	0.6	0.7	8.1	8.6	16.7
東 郷	3.9	4.9	8.8	0.1	0.7	0.8	4.0	5.6	9.6
祁答院	6.2	4.7	10.9	0.0	1.2	1.2	6.2	5.9	12.1
甑	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
里	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上甑	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下甑	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
計	118.9	214.6	333.5	9.5	10.7	20.2	128.4	225.3	353.7

(2) 年度末農地面積

単位：ha・%

	23 年度末農地面積			24 年度末農地面積			増減比 A-B	増減率 B/A
	田	畑	計 A	田	畑	計 B		
川 内	2,421.0	1,920.0	4,341.0	2,312.1	1,716.1	4,028.2	-312.8	△ 7.2
樋 脇	874.0	766.0	1,640.0	872.8	764.8	1,637.6	- 2.4	△ 0.1
入 来	563.0	532.0	1,095.0	554.9	523.4	1,078.3	- 16.7	△ 1.5
東 郷	505.0	405.0	910.0	501.0	399.4	900.4	- 9.6	△ 1.1
祁答院	832.0	376.0	1,208.0	825.8	370.1	1,195.9	- 12.1	△ 1.0
甑	167.0	507.0	674.0	167.0	506.9	673.9	- 0.1	△ 0.01
里	62.0	58.0	120.0	62.0	58.0	120.0	0.0	0.0
上甑	36.0	173.0	209.0	36.0	173.0	209.0	0.0	0.0
下甑	69.0	249.0	318.0	69.0	249.0	318.0	0.0	0.0
鹿島	0.0	27.0	27.0	0.0	26.9	26.9	- 0.1	△ 0.4
計	5,362.0	4,506.0	9,868.0	5,233.6	4,280.7	9,514.3	-353.7	△ 3.6

《農地面積の纏め》

- 非農地判断、転用等により 353.7ha の農地が減少している。
- 甑地域は、23 年度に非農地判断を行ったため減少した農地は殆どない。
- 樋脇地域は、非農地判断は行っていない。

(3) 耕作放棄地解消の実態

単位 : ha・%

地域別	23 年度末耕作放棄地面積			24 年度末耕作放棄地面積			増減比	
	田	畑	計	田	畑	計		
川 内	566.2 (23.4)	388.8 (20.3)	955.0 (22.0)	489.9 (21.2)	212.0 (12.4)	701.9 (17.4)	△ 253.1 △ 4.6	
樋 脇	176.1 (20.1)	175.7 (22.9)	351.8 (21.5)	232.8 (26.7)	252.3 (33.0)	486.1 (29.6)	+ 133.3 + 8.1	
入 来	78.0 (13.9)	64.9 (12.2)	142.9 (13.1)	71.0 (12.8)	57.8 (11.0)	128.8 (11.9)	△ 14.1 △ 1.2	
東 郷	27.8 (5.5)	26.5 (6.5)	54.3 (6.0)	23.3 (4.7)	20.9 (5.2)	44.2 (4.9)	△ 10.1 △ 1.2	
祁答院	99.8 (12.0)	129.2 (34.4)	229.0 (19.0)	92.9 (11.2)	121.6 (32.9)	214.5 (17.9)	△ 14.5 △ 1.1	
甌		59.9 (35.9)	99.9 (19.7)	159.8 (23.7)	57.2 (34.3)	98.6 (19.5)	155.8 (23.1)	△ 4.0 △ 0.6
	里	29.3 (47.3)	13.9 (24.0)	43.2 (36.0)	26.9 (43.4)	13.8 (23.8)	40.7 (33.9)	△ 2.5 △ 2.1
	上甌	9.0 (25.0)	5.5 (3.2)	14.5 (6.9)	9.0 (25.0)	5.3 (3.0)	14.3 (6.8)	△ 0.2 △ 0.1
	下甌	21.6 (31.3)	72.6 (29.2)	94.2 (29.6)	21.3 (30.9)	71.7 (28.8)	93.0 (29.2)	△ 1.2 △ 0.4
	鹿島	0.0 (0.0)	7.9 (29.3)	7.9 (29.3)	0.0 (0.0)	7.9 (29.4)	7.9 (29.4)	± 0.0 + 0.1
	計	1,007.8 (18.8)	885.0 (19.6)	1,892.8 (19.2)	967.1 (18.5)	753.3 (17.8)	1,730.4 (18.2)	△ 162.4 △ 1.0

《耕作放棄地解消の内訳》

- 農地の再生 65.8ha
(営農再開 54ha ・ 保全管理 11.3ha ・ 整備後再開 0.5ha)
- 農地の減少 333.5ha
(非農地判断 333.5ha)
- 遊休農地の発生 236.5ha
(非農地対象再計上 205ha ・ その他 31.5ha)

《耕作放棄地解消の纏め》

- 前年度より 162.4ha 減少しているが、非農地判断を行ったことが大きい。
- 樋脇地域の増加は、非農地判断対象をフォロー調査によるもので、25 年度判断を行う。
- 耕作放棄地面積は、依然として大きな面積となっている。

《是正指導の取組》

3. 委員会活動の促進

(1) 法令に基づく業務

1) 農地法等に基づく業務

許認可申請に伴う現地調査・総会審議にあたっては、公正・公平性・透明性を担保し、トラブルに繋がる事案は発生していない。

2) 農業者年金基金法に伴う業務

農業者の老後生活の安定を目指し、加入推進月間を設けて推進活動を展開したが、「毎月の掛金・農業の先行き不透明」等の意見から目標をクリアーすることはできなかった。

加入推進月間	12月～2月
加入推進目標	7名
加入推進の結果	新規加入者 2名(祁答院・川内地域)

(3) 農業振興業務

1) 農業及び農業者に関する情報の提供

農業委員会組織機関紙である「全国農業新聞」を普及推進月間を設け活動展開した。その結果、総合部門及び新規購読部門で表彰を受けることとなった。

普及推進月間	6月～7月・9月～10月
普及拡大目標	118部(委員・職員一人当たり 2部)
普及推進結果	63部(委員分 42部・職員分 21部)

2) 認定農業者と農業委員の語る会

地域農業を担う認定農業者と語る会を地域別に開催し、出された意見・要望は市長部局の担当課へ提出し、回答は地域へ報告しました。

※延べ出席者数 112名（認定農業者 76名・農業委員 36名）

(地域別の開催状況)

地域名	開催日	出席者	出された意見・要望等
甑	7/8	5名	・未相続農地の賃貸者について（外2件）
川内	7/26	23名	・遊休農地に対する指導について（外1件）
東郷	5/31	23名	・鳥獣被害対策について（外2件）
樋脇	6/1	32名	・執行部より事業説明
祁答院	2/16	13名	・畜産ヘルパー制度について（外3件）
入来	8/3	16名	・借地料設定について（外3件）

《まとめ》

- 地域別に開催したことにより認定農業者の約4割の出席を得ることができた。
- 出された意見・要望は、地域特有の課題等も見受けられる。
- 農業委員の役割についての意見がだされている地域もあった。

薩摩川内市農地流動化促進事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、農地流動化促進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、市内の農地流動化の促進及び農業の中核的担い手の育成並びに農地の集約拡大を図り、もって本市農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核的担い手農家、農業生産法人等(以下「農家等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は、次に定める農家等とする。

- (1) 農地を借りて経営規模拡大をしようと希望する農家及び農業生産法人で、農業経営規模拡大計画を作成し、その計画について「農業経営改善計画に関する目標」に基づき市の認定を受けた農家及び担い手農家(中核農家)
- (2) 借入れ農地を含め本土地域にあっては50アール以上の、甑地域にあっては30アール以上農地を耕作する農家及び農業生産法人で、かつ、当該農地の耕作の事実を薩摩川内市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が認めた場合
- (3) 前2号の農家及び農業生産法人に農地を貸し付けた者
- (4) 社団法人薩摩川内市農業公社が行う研修事業用として当該農業公社に農地を貸し付けた者

(交付の要件)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に交付する。ただし、農業委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 農業経営の規模拡大を図るため、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第3項第4項第1号に規定する農用地の利用権の設定(以下「利用権の設定」という。)及び農地法(昭和27年法律第229号)第3条による賃貸借権設定を始めとする各種農用地流動化方策により賃貸借権設定をした者で、本土地域にあっては1回に10アール以上、甑地域にあっては1回に5アール以上締結した農家等であること。
 - (2) 利用権設定の存続期間は、3年以上であること。
 - (3) 市内の農地又は本市住民の所有する農地を借り受ける者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象とならないものとする。

(1) 賃借人が賃貸人の同一世帯員又は3親等内の親族である場合

(2) 賃貸人、賃借人が市内に住所を有しない場合

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める額とする。ただし、借り受けた農地の合計面積1アール未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、対象農地について1期間1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は利用権設定後に農地流動化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は前条による申請を受理したときは、農業委員会を經由してその内容を審査し、これを適当と認め補助金の交付を決定したときは、農地流動化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、別に市長が指定する請求書に前条の通知書の写しを添えて市長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 利用権設定の存続期間満了前に対象農地を返還したとき。

(3) 対象農地を借り主が取得したとき。ただし、利用権設定の存続期間の8割を経過した後にあっては、この限りでない。

(補助金の返還の免除)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、すでに交付した補助金の返還を免除することができる。

(1) 利用権設定の存続期間内に死亡したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を返還する必要がないと認めるとき。

(成果)

第10条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、農地流動化の促進及び農地の集約拡大とする。

(見直しの期間)

第11条 補助金にかかる条例第4条第1項の市長が定める期間は、1年とする。

(効果の測定)

第 1 2 条 補助金にかかる条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は，次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における農地流動化面積
- (2) 本市の農地面積に占める耕作放棄地の割合
- (その他)

第 1 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに，合併前の樋脇町農地流動化促進事業補助金交付要領（平成 8 年樋脇町訓令第 1 号），入来町農地流動化担い手育成促進事業助成金交付要領（平成 9 年入来町訓令第 7 号），東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則（平成 6 年東郷町規則第 1 5 号）又は祁答院町農地流動化支援事業補助金交付規則（平成 1 4 年祁答院町規則第 1 6 号）の規定によりなされた決定，手続その他の行為は，それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は，交付の日から施行し，平成 1 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 2 3 年 1 月 1 7 日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

（新規契約）

（単位：円）

種別 期間	1 0 アールあたり補助金の額	
	賃 貸 人	賃 借 人
3 年～ 6 年未満	2 , 0 0 0	5 , 0 0 0
6 年～ 1 0 年未満	5 , 0 0 0	1 1 , 0 0 0
1 0 年以上	7 , 0 0 0	1 8 , 0 0 0

(更新契約)

(単位：円)

種別 期間	10アールあたり補助金の額	
	賃貸人	賃借人
3年～6年未満	1,000	3,000
6年～10年未満	2,000	6,000
10年以上	3,000	7,000

別表2

(新規契約)

(単位：円)

種別 期間	5アールあたり補助金の額	
	賃貸人	賃借人
3年～6年未満	1,000	2,500
6年～10年未満	2,500	5,500
10年以上	3,500	9,000

(更新契約)

(単位：円)

種別 期間	10アールあたり補助金の額	
	賃貸人	賃借人
3年～6年未満	500	1,500
6年～10年未満	1,000	3,000
10年以上	1,500	3,500